

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年5月14日(2009.5.14)

【公開番号】特開2005-296638(P2005-296638A)

【公開日】平成17年10月27日(2005.10.27)

【年通号数】公開・登録公報2005-042

【出願番号】特願2005-71187(P2005-71187)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 C

【手続補正書】

【提出日】平成21年3月25日(2009.3.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技機の本体枠に設けられた遊技盤装着枠の一側部に対し、遊技盤の一側部が係脱可能に係合され、その係合部を支点として前記遊技盤が前記遊技盤装着枠に沿う装着位置まで回動されることで前記遊技盤装着枠に前記遊技盤が着脱交換可能に装着される遊技機であって、

前記本体枠と前記遊技盤には、前記遊技盤装着枠に対する前記遊技盤の回動動作に伴つて電気的に接続される本体枠側コネクタと遊技盤側コネクタとがそれぞれ配設され、

前記本体枠側コネクタ及び前記遊技盤側コネクタには、遊技に関連する信号を伝達するための信号線に対応する複数の信号端子が配設される第1の端子配設領域と、前記本体枠側から前記遊技盤側に電源を供給する電源線に対応する電源端子及びグランド端子が配設される第2の端子配設領域と、が区分けされて設けられるとともに、前記本体枠側コネクタ及び前記遊技盤側コネクタは、前記本体枠の前側と前記遊技盤の後側とにそれぞれ配設され、

前記第2の端子配設領域に配設された電源端子とグランド端子のうち、グランド端子は前記遊技盤の回動支点側に配置され、電源端子は前記遊技盤の回動自由端側に配置されていることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

請求項1に記載の遊技機であって、

本体枠側コネクタ及び遊技盤側コネクタには、第1、第2の端子配設領域に配設された複数の信号端子、電源端子及びグランド端子を保護するために、前記第1、第2の端子配設領域を外側から覆って取り囲む周壁体がそれぞれ形成され、

前記本体枠側コネクタの周壁体と、前記遊技盤側コネクタの周壁体とのうち、一方の周壁体が外側、他方の周壁体が内側に位置して相互に嵌込まれる大きさに形成され、

前記両周壁体が相互に嵌込まれることで、前記本体枠側コネクタの複数の信号端子、電源端子及びグランド端子と、前記遊技盤側コネクタの複数の信号端子、電源端子及びグランド端子とが接続案内される構成にしてあることを特徴とする遊技機。

【請求項3】

請求項1又は2に記載の遊技機であって、

本体枠側コネクタと遊技盤側コネクタの両コネクタのうち、少なくとも一方のコネクタ

において、グランド端子は、電源端子よりも長く形成されていることを特徴とする遊技機。
。

【請求項 4】

請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の遊技機であって、
本体枠側コネクタ及び遊技盤側コネクタは、上下方向に長い縦形状をなして本体枠の前側と遊技盤の後側とにそれぞれ配設され、
前記本体枠側コネクタ及び前記遊技盤側コネクタの第 1 の端子配設領域と、第 2 の端子配設領域と、が上下に区分けして配置されていることを特徴とする遊技機。